

北浦村の人口

北浦村の人口

昭和47年9月末日現在
(単位・戸、人)

世帯数 2,305 (2)

総人口数 10,760 (8)

男 5,250 (5)

女 5,510 (3)

() 内△印は減少

第148号

(発行日) 昭和47年9月25日

(発行人)

北浦村長 勢司 治雄

(印刷所) さんゆう社印刷

第三回定例会

一般会計補正予算等を可決

村議会第三回定例会は、さる九月十八日から二十一日までの四日間の会期でひらかれました。

執行部より提出された議案は、一般会計補正予算、教育委員の選任同意など五件、報告一件と請願一件の案件を審議し、うち請願の一部を除き原案どおり可決しました。

第三回定例会の一般質問は、最終日(二十一日)に行なわれ、各方面にわたり活発な意見がかわされました。なお、一般質問の要旨を掲載予定でしたが質問者が多く、質問ならびに答弁要旨の整理の都合上、来月号に掲載いたします。

この議会で決まったことは、つぎのとおりです。

◎専決処分の報告について

今回の専決処分は、一般会計補正予算の専決処分で津澄小学校舎屋根工事の費用三百八万五千円です。

◎新城小学校校舎防音改築工事請負契約の締結について

これは、九月十二日に行なわれた新城小学校校舎防音改築(本体)工事の指名競争入札により、勝田市の白土建設工業が千八百四十四万円により落札。千万円以上の契約は地方自治法により議会の議決を必要とするため、提案されたもので、原案どおり可決されました。

村ではこの議決をもとに業者と請負契約を締結することになります。

◎常勤特別職の給料旅費条例の一部改正

以上二件は、いずれも車賃、日当、宿泊料を諸物価の値上りを勘案し改正するものです。

◎一般会計補正予算

昭和四十七年度一般会計の第三

回補正予算で総額二千五百六十九万円が追加され、これで一般会計予算総額は、五億七千七百六十万円となります。

この補正予算のおもなものは、つぎのとおりです。

◆鹿行地方広域市町村圏事務組合事業費負担金、四百四十四万四千円。これは、事務組合の根幹事業としてすすめる畜場(昭和四十七・四十九年、処理能力七百頭/日)ならびに軽費老人ホーム(昭和四十八・四十九年、収容人員五十人以上)の建設負担金であります。

◆地域特産農業推進事業費補助二百六十八万八千円。これは、現在要支所に建設予定の甘しよキャリング倉庫に対する国県補助金であります。村では国県補助金のほかに二百万円の補助をします。

◆青果物低温出荷体制整備促進事業補助、八百三十六万二千円。これは農協が建設予定の青果物低温貯蔵庫に対する国県補助金七百三十六万二千円。村よりの補助二百万円のうち(百万円は当初にて編成)百万円を追加したものです。

◆要小線擁壁工事費、百四十万円。これは、要小線の危険箇所擁壁工事の費用であります。

◆小貫小学校庭整備費、六十九万九千円。これは、校舎が防音化により校庭等の整備をするための費用です。

◆給食材料費、三百九十七万九千円。これは、諸物価の値上がりにより給食材料費が高とうしたため追加であります。

◆教育委員の選任同意について 平山伊惣次、羽生成教育委員の任期満了にともない、新教育委員に内田力(51) 繁昌、鈴木静雄

「読書感想文」募集

茨城県立図書館では、読書週間(十月二十七日～十一月九日)にあたり、県民の読書に対する認識を深め、その高揚をはかるため、ひろく読書感想文を募集しています。

◆募集する作品
●本を読んだ感想または読書の体験、工夫等に関したものの。
●作品数は、一人一篇以内。
●一篇の字数は、二千字以内。
●応募者の資格
●県内居住の一般成人

◆応募の方法
●応募用紙は、四百字詰め原稿用紙とする。
●作品には、その末尾に応募者の住所、氏名、年令、性別及び職業を明記する。

◆提出先
水戸市三の丸一五―五五六
昭和四十七年十月十日(火)

◆賞 発表
入選作品(一・二・三位及び佳作)に対し、知事賞その他の賞状、賞品を贈る。読書週間に新聞紙上に発表するとともに、県立図書館に掲示します。

何んでもよくもえる

『簡易ごみ焼却炉』

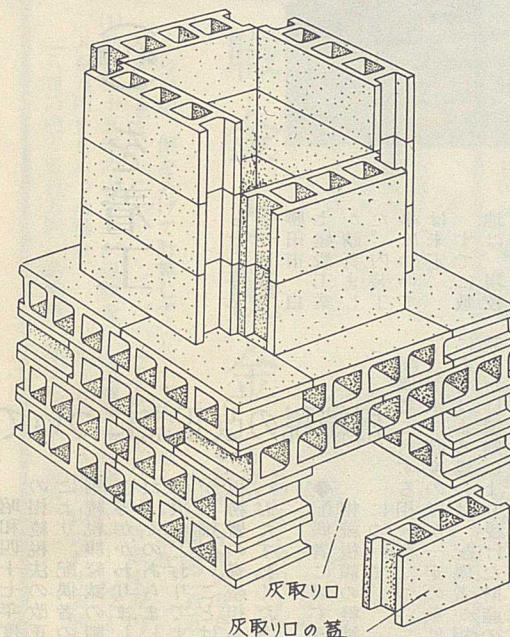
新聞紙、週刊誌、広告のチラシ商品の包装紙、紙袋、ポリエチレンやビニールの袋、食品、飲料、化粧品などのガラスびん・ポリびんなど、よくもこんなにもたまるものだと感じさせられる今日このごろです。

チリもつもれば山となるなどと気の長いことなどいつている暇もなく、どんどんたまっていきます。庭先に転々と穴を掘りながら燃やしたり、石油かんやドラムかんに穴をあけ燃やしたり、いろいろ苦労していることと思います。

そこで、次のようなごみ焼却炉を利用してはどうでしょうか。

この焼却炉の材料は、厚さ十センチ(三寸)の重ブロック三十四枚だけで、煙突もロストルも、セメントや砂もいりません。

組み立て方は、積み重ねる場所の地面を平らにならし、作り方の順に積み上げます。



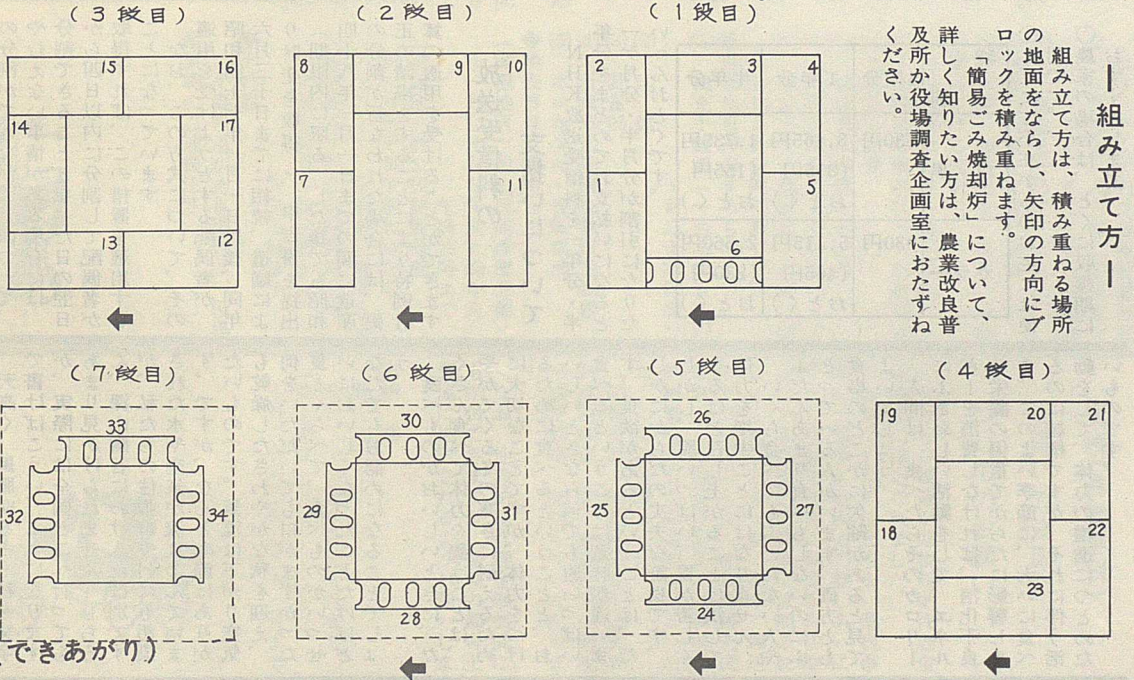
の火力がとおるから投げ入れると、充分に燃え尽きます。(2) ビニールやポリエチレンの袋やびん類を燃やすときも、充分に火種を作っておいてから投げ入れます。この場合もなるべく大きめに一度に入れないで、適当な大きさに切断して徐々にいれます。(3) ガラスびんは木片や紙類を燃やして充分に加熱し、冷めないう素早く取り出して水をかけます。そうすると細かい亀裂が無数に入るからあとは軽くたたけば粉砕できます。それは庭先に穴を掘って埋めてしまえばあぶなくない。

燃やすものによって、火の粉や灰が舞い上がるときは、最上段に積んだ三枚のブロックを倒して平らに積み替え、燃えあがる火の勢いをおさえるよう三方からおおよいよい。

なお、農村ではよく人の集まりごとがあったり、赤飯をふかしたり、もちつきをするために、昔からのカマドやヘツツイをなかなか手離せないところが多いようです。そこで、この焼却炉の上三段のたて積みの部分を取り除くとカマドの代用にもなります。

これは分解や組立てが簡単であるので、必要な場所へ移して釜をかけることができます。

組み立て方は、積み重ねる場所の地面をならし、矢印の方向にブロックを積み重ねます。『簡易ごみ焼却炉』について、詳しく知りたい方は、農業改良普及所か役場調査企画室におたずねください。



フォトニュース

(9月)

集成田 田園都市センター着工

農村の立ちおくれた社会生活環境の改善を目的とする成田集落田園都市事業の中核となる田園都市センターが九月十四日着工されました。

この田園都市センターは、単なる集会所を目的とした施設でなく、事実上、集落の田園都市運動の中心となるような研修、娯楽等の各種共同施設です。

田園都市センターの概要はつぎのとおり。

敷地 千二百平方

建坪 百五十七

平方

(木造平家アス

ファルト葺)

入札価格

七百万円

厨房器、家具は

含まず。

設計

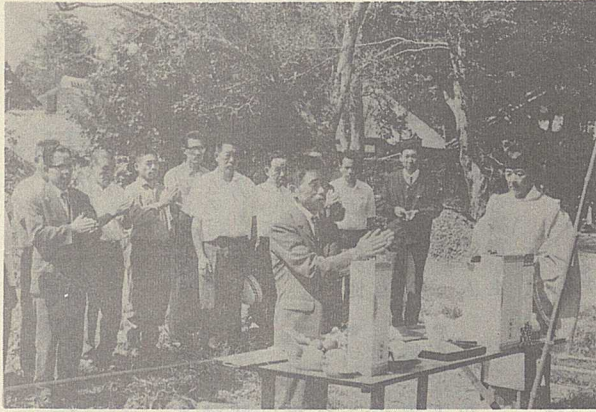
東京都 新堀設

計事務所

請負業者

鈴木町 東野建

設株式会社



写真は起工式のもよう



老人福祉センター

送迎用マイクロバスを購入

利用者の増加をねらう

行方郡老人福祉センターでは、郡内のおとしよりにひろくセンターをご利用いただけるようにと、さきごろ送迎用マイクロバス(二十五人乗り)を購入いたしました。運行については、十月からの予定です。

家庭の日

毎月第3日曜日

ただいま自衛官募集中!!

ただいま防衛庁では二等陸・海空士を募集中です。いっしょけんめいやる心……。自衛隊は君の努力ひとつでいくつでも将来がひらいていくところですよ。

陸士は二年(技術関係は三年)海士・空士は三年を一期間として任用されますが、永続勤務希望者は引続いて再任用されます。しかも選抜試験によつてつぎに曹長や幹部へ昇任してゆくことができます。又任期終了にともない退職後も各企業界からその人材を欲しがられています。

また、各種の技術教育がなされますから、国家免許もは広く取得することができ、勉強したい人は高校、大学まで通学することもできます。

◎応募資格
満十八歳から二十五歳未満の男子。

◎採用試験
中学卒業程度の筆記試験と身体検査。

◎待遇
(1) 俸給は月額三万五千六百円。賞与は年三回。四・七ヶ月分。昇格は年一回その他各種手当や退職金があります。

(2) 衣・食・住については無料。休暇外泊等二十四日の有給休暇のほか、年末年始は六日間、外出は平日の場合は課業終了後、土曜日は午後から日曜、祝日は朝から許可されます。

◎くわしくは
役場住民課までおたずねください。

県公害防止条例のあらまし

本年一月一日に県公害防止条例が施行され十ヶ月になろうとしています。今回はそのあらまし（とくに畜産関係について）をお知らせいたします。

〔公害の定義〕

「公害」とは、事業活動その他の活動にともなう、生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康、生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

〔特定施設とは〕

工場又は事業所に設置される施設のうち公害発生原因となるもので規則で定めるものをいいます。

〔許可工場とは〕

人の健康、生活環境をいぢるしく阻害する物質等を排出し、発生し、飛散させる工場又は事業場で条例で定めたものをいいます。

〔許可工場の許可、特定施設の設置の届出〕

許可工場を設置しようとする者は、知事の許可をうけなければなりません。特定施設を設置しようとするものは、規則で定めるところにより知事に届け出なければなりません。いずれの場合も村長、保健所長を経由しなければなりません。

〔おもな特定施設〕

私たちの身近な特定施設を見てみると

◆繊維製品の製造に用いる動力打綿機・動力混打綿機

◆畜舎 豚百頭以上・牛馬二十頭以上飼育するもの

◆車両の洗浄施設（ガソリンスタンド・整備工場）

◆パン又は菓子の製造用に供する洗浄施設（従業員三十人以上）

◆病院の排水施設

◆木材加工機械（帯のこ盤・丸のこ盤・かな盤）定格出力で異なる

◆揚水機

◆鶏舎（採卵鶏の飼育に用いるものであつて五百平方メートル以上のものに限り）

◆鶏ふん乾燥機（生ふん処理能力が一日につき六百キログラム以上）のものに限り

〔規制基準〕

ばい煙・粉じん・汚水・畜舎・騒音・特定建設作業・振動・悪臭・深夜における騒音・拡声機等は排出基準・排水基準・施設管理基準・規制基準が規則で定められています。

養豚家のみなさんへ

県公害防止条例では、施設管理基準により豚三百頭以上については本年一月より適用・排水基準については三年・五年のすえおき期間により適用されます。

◆畜舎に係る施設管理基準

① 畜舎のふん尿及びこれを含んだ汚水を排出する場合は、畜舎でふんの大部分を除去する等により、ふん及びこれを含んだ汚水を原則として公共用水域に排出しないものとする。

② ふん尿及びこの汚水を貯溜する場合は、適切な構造の施設を設置するものとする。

施設管理基準が適用される規模の畜舎とは、便宜上、頭数で表現すれば豚百頭（牛馬二十頭）以上三百頭（六十頭）未満のものであるが、これらの規模のものについては、猶予措置として、昭和四十八年一月一日から、特定施設（公害発生源施設）として取扱われ、来年一月以降は施設管理基準に従いふん尿及びこれを含んだ汚水を処理しなければならないこととなります。

三百頭（六十頭）以上のものについては排水基準が適用されるが暫定的に三百頭（六十頭）以上五百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

百頭（百頭）未満については、昭和四十七年より五年間、五百頭（百頭）以上については三年間は排水基準が適用されません。これらの期間については、施設管理基準が適用される規模の畜舎に含めて取り扱われることとなります。

国民年金に加入して

将来の生活に備えましょう

国民年金制度は、政府の行なう年金制度の一つで、年をとったりけがをしたり、一家の働き手が死亡したりしたときに、老齢年金、障害年金、母子年金などを支給して、生活を保障しようとする制度です。加入者が前もって納めた保険料に国もその保険料の半額を負担して積みため、年金の財源としています。

わが国には国民年金のほか、厚生年金保険、船員保険、各種の共済組合などの年金制度がありますが、昭和三十六年に国民年金ができてからは、国民は必ずどれかの年金制度に加入する建前になっています。ですから、厚生年金保険など他の年金制度に加入している者、これらの制度から年金をうけることができる者、これらの者の配偶者、昼間部の大学生を除いた二十歳から五十九歳までの人たちは、必ずこの国民年金に加入しなければなりません。国民年金に加入する場合には、その旨を役場に届け出なければならぬことになっています。ところが若い人たちの中には、年金が実際にもらえるのは遠い将来のことだからといって加入の届出を渋る傾向がありますが、今は元気で働いていても、やがては年をとって働けなくなるときがやってくるので、今から老後のことだけでなく、最近のように交通事故の多いときは、いつ、どこで事故にあうかもしれません。国民年金に加入しておけば、そのようなときにも障害年金をうけて生活を守ることができま

◆畜舎に係る汚水の排水基準

項 目	排 水 基 準	
	日間平均	最 大
生物化学的酸素要求量（単位リットル＝ミリグラム）	120	160
浮遊物質（単位リットル＝ミリグラム）	180	240

障害者控除について

この控除を認められる人は、次の条件に該当する方で、相続人の年令に応じ七十歳までの一年につき通常の障害者は一万円、重度障害者については三万円をその者の相続税額から控除することができま

- (1) 相続財産を取得したものが、その取得の時に、国内に住所を有する者であること。
 - (2) 相続財産を取得したものが、法定相続人であること。
 - (3) 障害者であること。
- なお、障害者の具体的な範囲は、所得税の障害者の範囲とは同じです。